

第6節 建築物及び文化財等災害予防計画

第1項 一般建築物等災害予防対策

第2項 公共施設等災害予防対策

第3項 教育施設等災害予防対策

第4項 文化財災害予防対策

《 基本方針 》

本市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

これらに通う児童・生徒等を災害から守ることは、文教・福祉都市としての大きな責務である。また、公共施設等を防災の観点から整備することは、避難所整備の有効な施策ともなる。また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

これらの観点から、建築物災害予防については以下の検討を行う。

- (1) 一般建築物災害予防対策
- (2) 公共施設災害予防対策
- (3) 教育施設等災害予防対策

また、本市は、多くの貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくためには、平素から火災等の災害を防止する体制を整えておくことが重要である。このため、これら文化財及び文教施設の災害予防について、以下の検討を行う。

- (1) 防災管理体制の整備
- (2) 防災施設の整備、拡充
- (3) 火気の使用制限、火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

第1項 一般建築物等災害予防対策

《 現況/課題 》

市街地において建築物は密集しており、高層化、大型化されたものも多く、その用途や設備も多様化している等、災害発生時には被害が拡大することが予想される。

一般建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているものの、防災性については不明である。

《 計画目標 》

1. 一般建築物対策

(1) 建築物の不燃化対策

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

(2) 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関等と協力して個々の建築物防災診断の実施を推進する。

2. 建築物等に対する指導

老朽建築物について構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である、または衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の指導を要請する。

3. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

4. 既存建築物の耐震性の向上の促進

(1) 一般建築物

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の整備を図る。

(2) その他の建造物

ブロック塀等の倒壊、えんとつの折損等の防止について、指導し安全確保を図る。

5. 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）及び台風期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

6. ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓蒙、住民への啓発、既存塀の補強、改修指導等を行う。安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

第2項 公共施設等災害予防対策

《 現況/課題 》

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響は非常に大きい。このため、市は公共施設の防災診断を行い、耐震性、耐火性等の防災関係設備の点検、設備の充実を計画的に整備する必要がある。

《 計画目標 》

1. 公共施設災害予防計画

(1) 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

(2) 耐震診断

市は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を図る。

(3) 既存建築物の耐震性の向上の促進

1) 庁舎等

- ア. 対象建築物の特性に応じて耐震性の強化を検討する。
- イ. 既存の木造建物の不燃堅ろう化を検討する。

2) 公営住宅

老朽化した住宅について、防災、土地の高度利用及び生活環境改善のための公営住宅再生マスタープランに基づき、建替事業の推進に努める。

(4) 防災管理体制の確立

1) 防火管理者の設置

2) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

3) 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する

4) 防災施設、設備の整備

- ア. 耐火、耐震化の促進
- イ. 消火器、消火栓、警報装置等の整備
- ウ. 防災施設、設備の点検整備

(5) 避難所と公共施設の建築

庁舎、コミュニティセンター等多人数を収容し得る公共建築物にあつては、災害時に有効なコミュニティ施設となり得るよう推進する。

(6) 夜間の防火安全対策

夜間における防火管理体制及び避難誘導措置の整備を、各施設単位に行う。

(7) 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関、その他の協力団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

第3項 教育施設等災害予防対策

《 現況/課題 》

教育施設等は、人員収容能力が大きくかつオープンスペースを有しており、特に、防災上重要である。市内には小学校 11 校・中学校 5 校のほか、生涯学習施設等がある。ただし老朽化が進んでいる施設もあり老朽化が著しい施設については改善が必要となっている。

《 計画目標 》

1. 教育施設等災害予防対策

教育施設等の安全性を調査し、調査結果によっては必要な箇所の補強を図る。また、耐震性が確保されておらず、耐震補強を行っていない施設については、早急な耐震診断を行い必要に応じて補強を図る。なお、小学校 11 校・中学校 5 校及び山家幼稚園については、平成 24 年度に耐震化が完了している。

2. 防災意識の向上

通学区域や行政区域等のコミュニティレベルで避難訓練や情報伝達等の防災活動を通じて、防災意識の向上に努める。

第4項 文化財災害予防対策

《 現況/課題 》【資料編*1 参照】

市内の文化財等の現況は、国指定 4、国登録 1、県指定 6、市指定 19 の 30 箇所が指定されているほか、数多くの史跡等が分布する。市及び消防機関は、これらの文化財を管理する施設や団体等に対して、防火施設整備・拡充を指導するとともに、毎年文化財防火デーの関連事業として消防演習を実施している。

《 計画目標 》

1. 文化財災害予防計画

市は、文化財を災害から保護する防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。また、国、県の指定する文化財については、必要に応じて要請を行う。

(1) 重要文化財の指定

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚と重要文化財への指定の促進を図るとともに、国・県の指定する重要文化財については、防災設備の整備を必要に応じて要請する。

(2) 文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

(3) 防災管理体制の確立

火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- 2) 自主防災組織の編成
- 3) 倒壊時の防止対策及び落下物による破損防止対策
- 4) 古墳、遺跡等の点検整備

*1 ● 資料2.6.1「文化財等現況」

- 5) 避難体制の確立
 - ア. 文化財の避難計画（避難所、避難路、責任者等）の作成
 - イ. 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
 - ウ. 避難訓練の実施
 - 6) 防火管理体制の整備
 - ア. 火気の使用制限
 - イ. 火災発生箇所の早期発見
 - ウ. 出火危険箇所の警戒
 - エ. 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - オ. 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
 - カ. 指定物件周辺の火気禁止地帯の設定
 - 7) 防災施設、設備の整備
 - ア. 消火設備の整備促進
 - イ. 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
 - ウ. ドレンチャー、スプリンクラー等の取付工事
 - エ. 電灯線、消火栓等の点検整備
 - オ. 指定物周辺の火気禁止地帯の設定
 - カ. その他の設備
- (4) 貴重な自然、天然記念物、史跡を市指定の文化財として保存・保護し、積極的に活用していく。